

■財投機関債の購入について

○方針

財投機関債については、

- ・日本国政府と密接な関係があること
- ・財投機関債にデフォルトの実績がないこと
- ・個別法で一般担保条項が付与されているなど制度的なフォローがあること
- ・リスクウエイトが10%である地方公共団体金融機構債を既に購入していることから、本府では平成29年度から購入の対象とする。

○銘柄選定の考え方

- リスクウエイトが10%以下であること
- 購入時の格付けが地方債もしくは地方公共団体金融機構債と同等であること
- 原則として、個別法で一般担保条項が付与されていること
- 債券の残存期間が10年以下のもの

(参考)

前回の財務マネジメント委員会で示した資金運用に関するアンケートで、地方公共団体金融機構債以外の財投機関債の購入実績があると回答した9団体はすべて財投機関債の格付け等を参考に銘柄選定をしている。

今後の資金運用手法の検討について

■相殺枠を超えての預金運用について

○方針

- 相殺枠を超えての預金運用については、引き続き慎重に検討。
- しかしながら、当座預金残高に対して口座管理手数料が発生することになるなど、環境の変化が見られる場合には、これまでの経緯を踏まえて対応する。

○考え方

「大阪府資金保管・運用方針」に定めている財務指標、格付や株価等の経営関連情報の分析については、金融機関の経営状況を把握するためには有効と考えられる。しかしながら、これにより金融機関の破たんについて予見し、完全に元本毀損を回避できるとまでは言い切れないところ。したがって、当面は相殺枠を超えない範囲での預金運用を行う。
なお、環境の変化が見られる場合には、これまでの経緯を踏まえて対応する。